

令和7年度中小企業育児・介護休業等推進支援事業
「仕事と家庭の両立支援プランナー」応募要領

1, 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

(1) 事業目的

中小企業育児・介護休業等推進支援事業(以下「本事業」という)は、課題の多い中小企業に対して「育休復帰支援プラン」、「介護支援プラン」等のモデルプランの周知、労務管理の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」及びプランナーが行う支援内容を広く周知広報し、それぞれの企業の実情に合った育休復帰支援プラン・介護支援プランの策定及び両立支援対応モデルに基づく取組を支援することにより、中小企業で働く労働者の円滑な育児休業・介護休業の取得及び職場復帰の促進並びに介護離職の防止を図ります。

また、プランナーが実施する支援において、令和6年5月31日に公布された改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法(以下「改正法」という。)の改正事項についてもわかりやすく周知し、改正法に沿った雇用管理が行われるよう支援を行います。さらに、働き方改革推進支援センターと連携を図り、効果的・効率的な事業を展開することを目的とする事業です。

※本事業は、株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

2, 仕事と家庭の両立支援プランナーの業務

(1) 育児支援の業務概要

- ① 個別の中小企業に対し、訪問もしくはオンライン等で「育休復帰支援プラン」モデル及び「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」モデルを周知するとともに、当該をもとに企業の実情に合った育休復帰支援プラン、育児に係る柔軟な働き方支援プランの策定支援、育児・介護休業法に基づく雇用環境整備や個別周知・意向確認等の取組推進のため、各社の課題等を踏まえた効果的な手法や育休取得促進策、育児期における柔軟な働き方の導入策等について具体的なアドバイスや好事例の提供、社内研修の講師派遣等による雇用管理改善のための支援を行うこと
- ② 特に、男性労働者が多く、女性育児休業取得者は一定数いるものの、男性の育児休業取得者がおらず、今後の男性の育児休業取得が期待される企業への支援を行う。支援プランの策定が支給要件となっている両立支援等助成金の紹介及び一般事業主行動計画策定に向けた支援を行うこと
- ③ 個別支援を行った企業に対して、実際に策定したプランの収集も兼ねたフォローアップ支援を行うこと
- ④ 対象企業への支援の過程において、働き方改革全般に関する相談が寄せられた場合、働き方改革推進支援センターを紹介すること
- ⑤ その他、付随する業務
支援事務局から依頼するプランナーアンケートへのご回答

(2) 介護支援の業務概要

- ① 個別に中小企業に対し、訪問もしくはオンライン等で「介護支援プラン」モデルの周知を行うとともに、当該モデルをもとに企業の実情に合った介護支援プランの策定支援を行うこと。また、介護に直面

する前の労働者がいる中小企業に対し、「両立支援対応モデル」の周知及び当該モデルに沿った取組支援、並びに社内研修の講師派遣等の支援を行うこととする

- ② 支援に当たっては、対象労働者がいる場合にはプランの作成、対象労働者がいない場合には、何らかの取組(例:従業員アンケートや社内研修の実施、企業トップのメッセージ、過去に介護に直面した従業員からの具体的な支援ニーズの意見収集等)を企業に促すこととし、支援の際にどのような取組を行う予定か可能な限り確認すること
- ③ 個別支援を行った企業に対して、実際に策定したプランの収集も兼ねたフォローアップ支援を行うこと
- ④ 支援の際、支援プラン策定が支給要件となっている両立支援等助成金の紹介、及び一般事業主行動計画策定例の紹介等、企業における一般事業主行動計画策定に向けた支援を行うこと
- ⑤ 対象企業への支援の過程において、働き方改革全般に関する相談が寄せられた場合、働き方改革推進支援センターを紹介すること。
- ⑥ その他、付随する業務
支援事務局から依頼するプランナーアンケートへのご回答

3. 仕事と家庭の両立支援プランナーの応募について

(1) 応募資格

本事業の趣旨を理解すると共に、①～④のいずれかを満たすことが応募資格となります。

- ① 社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント、ケアマネジャーまたはそれに準ずる公的資格を有する方
- ② 企業の人事・労務担当者として5年以上の実務経験を有する方
- ③ 中小企業の人事労務等に関する支援に3年以上の経験を有する方、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる方
- ④ その他、①～③に準ずる能力を保有すると認められる方

(2) 応募にあたっての注意事項

- ① 支援活動の実施にあたり、書類作成等を行うためのオフィス、パソコン、携帯電話等の通信機器、設備の支給は予定しておりませんので、ご注意ください。
- ② 仕事と家庭の両立支援プランナーとして選定された場合、支援実績・支援内容等の情報を公表する可能性がございますので、ご了承ください。
(本事業のホームページへ事例掲載の可能性がございます。)

(3) プランナー研修について

令和6年度にプランナー活動をされていない方は、以下の日程で実施するプランナー基礎研修2日間の出席が応募条件に含まれます。

日時:令和7年5月14日(水) 10:00～16:30 …新任プランナー対象

令和7年5月15日(木) 10:00～16:30 …全プランナー対象

会場: : 東京駅周辺にて開催予定

(4) 応募スケジュール

- ① 募集期間: 令和7年4月3日(木)～令和7年4月10日(木)12:00
- ② 12:00 を過ぎた応募に関しましては、無効とさせていただきます。

(5) 応募方法

- ① ホームページ内にある「応募フォーム①」へ必要事項を入力し、送信ボタンを押してください。必須項目を全て記入しないと【完了画面】に進みません。
- ② 応募フォーム送信完了後、「応募申込書②」(Excel ファイル)をダウンロードし、必要事項を入力の上、下記データを添付して iku-pla@pasona.co.jp までメール送信してください。
 - 証明写真データ(直近6ヶ月以内に撮影されたもの・無帽・正面・上三分身・無背景)
 - 社会保険労務士/中小企業診断士/キャリアコンサルタント/ケアマネジャー等の資格証明書の写し(該当資格を有する場合)※各ファイルとも 1MB 以内、ファイル形式は PDF、JPG、PNG に限ります。
※①と②の両方を送信して応募完了となります。
※応募フォーム、メール送信等におけるトラブル等について、支援事務局では一切責任を負いませんので、ご了承ください。

4. 仕事と家庭の両立支援プランナーの選定

(1) 選定人数 100 名程度

(2) 選定プロセス

支援事務局において、提出された応募内容及び添付資料について、選定基準に基づき書類審査を行い相対的に評価した上で、全国で 100 名程度の仕事と家庭の両立支援プランナーを決定します。

なお、必要に応じて電話・オンライン等を利用したヒアリングを行う場合があります。

(3) 選定基準

仕事と家庭の両立支援プランナーの選定は、以下の選定基準に基づいて行います。

- ・ 中小企業向け育休復帰支援プラン策定・運用支援等に類似する実務経験があるか
- ・ 中小企業が育休復帰支援プラン策定に取り組むインセンティブを理解しているか
- ・ 中小企業が従業員の仕事と介護の両立を支援することの重要性を理解しているか
- ・ 仕事と介護の両立支援において企業コンサルティングの実務経験があるか
- ・ 仕事と介護の両立支援や介護離職を予防する研修やセミナー実施の経験があるか
- ・ 中小企業の経営支援・両立支援に関する実務経験を豊富に有しているか
- ・ 中小企業団体・都道府県労働局・自治体等との連携実績を有しているか

(4) 審査結果の通知

選定、不選定の結果については書面で通知します。

選定に関するお問い合わせについては、ご回答いたしかねますのでご了承ください。

5, 委託手続き等

(1) 委託手続き

仕事と家庭の両立支援プランナーは個人名義にて、株式会社パソナと業務委託契約を締結します。
個人事業主、法人との契約はできません。

また、委託については個人契約となるため、委託したプランナー以外の者による代理の活動は禁止といたします。

(2) 委託期間

令和7年5月9日(金)～令和8年3月13日(金)

(3) 仕事と家庭の両立支援プランナーに対する研修

① 基礎研修

日時:令和7年5月14日(水) 10:00～16:30 …新任プランナー対象

令和7年5月15日(木) 10:00～16:30 …全プランナー対象

会場:東京駅周辺にて開催予定

※両日とも時間変更の可能性があります

※令和6年度にプランナー活動をされていない方は上記2日間の研修に参加していただきます。

※選定通知時に詳しい日程等をお知らせいたします。

<研修概要(予定)>

- ・ 育児・介護休業法等関係法令について
- ・ 中小企業における労働者の雇用環境の現状・課題について
- ・ 「育休復帰支援モデルプラン」「仕事と介護の両立支援対応モデル」「介護支援モデルプラン」について
- ・ モデルプランを活用した支援ケーススタディ(現状ヒアリング、モデルプランマッチング、プラン策定、プラン運用支援方法のアドバイスを含むグループワーク)
- ・ 関連助成金の知識付与
- ・ 本事業について(事業概念・内容、委託ルール、支援先確保方法、その他書式類等各種事務手続きの説明)

② 実践研修

活動期間の中間の時期に合わせ、知識や能力等をより高めるための実践研修を行います。

日時:令和7年9月(予定) …全プランナー対象

場所:東京駅周辺にて開催予定

<研修概要(予定)>

- ・ 支援活動事例共有
- ・ 本事業中間報告
- ・ 支援ケーススタディ

・ グループワーク

※正式な実施日については追ってお知らせいたします。

※①②の研修への参加は謝金・旅費の支給対象となります。

(4) 支援活動の目安

本事業の支援活動日数は、1か月あたり最大 12 日程度(平日中心)とします。ただし、これはあくまで目安であり、中小企業からの支援依頼件数や時期による繁閑等により、支援事務局からの活動依頼日数は変動します。各月の支援日程は、支援事務局と各両立支援プランナーとで個別に日程調整の上、決定いたします。支援活動日に於いては訪問の移動も含め1日当たり6時間を支援活動時間の目安とします。

(5) 支援活動の範囲

支援活動の範囲は所在都道府県を含むブロック内全域を基本といたします。

(状況に応じブロック外への出張についても支援事務局より個別に相談・ご依頼をすることがあります。)

ブロック	活動範囲
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越	長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(6) 謝金・旅費の支出基準

① 謝金 (税抜)

Web支援 11,000 円

訪問支援 16,000 円

② 旅費

訪問支援などの移動は基本的に公共交通機関利用となり、旅費基準に基づき移動にかかった費用をお支払いいたします。

旅費の支払い基準に関する詳細は、基礎研修内でご説明いたします。

(7) 謝金・旅費の支払い

仕事と家庭の両立支援プランナーは支援活動の実施の都度、支援事務局に対し速やかに支援活動に関する活動報告書等を提出することとします。

支援事務局は、これを受けてその都度確認を行い、内容に問題がなければ謝金・旅費の支払い（月末締め翌月末日払・土、日、祝日の場合は前営業日。ただし、3月活動分は3月末日払）を行います。

尚、本事業の費用の支払い後において別に定める、中小企業育児・介護休業等推進支援事業仕事と家庭の両立支援プランナー謝金支給基準および旅費支給基準を満たさないことが明らかになった場合や、活動報告書等提出書類の内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、遡及して求償する場合があります。

なお、謝金及び旅費の総額に対し、源泉税＋復興特別所得税(10.21%)を差し引いた金額をお支払い致します。また、振込口座は、個人口座とします。予めご了承ください。

6, 問い合わせ先

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局

電話番号 03-5542-1740

受付時間 9:00～17:30 月～金曜日(土日祝日及び年末年始 12/30～1/4 を除く)

7, その他

(1) 応募データ

応募データは令和8年3月 31 日まで保管し、その後適切に破棄いたします。

(2) 個人情報取り扱い

① 提出書類の内容については公表いたしません。

プランナー任命後に事業遂行に必要な場合(セミナー開催広報、事例集発行等)において、氏名及び資格等についてプランナー本人の合意を得た上で本事業のホームページ等を通じて公表する可能性があります。

② ご提出いただいた情報は委託元である厚生労働省に提供する場合があります。

③ ご提供いただいた個人情報の外部委託はございません。

④ 相談、苦情については、下記担当者にお申し出ください。

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-2-1

日土地内幸町ビル 11 階

E-MAIL : iku-pla@pasona.co.jp

⑤ 個人情報保護管理者は下記の通りです。

株式会社パソナ 専務執行役員

E-MAIL : privacy@pasona.co.jp

申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、委託決定取り消しを行う場合があります。

以上